

令和 2 年

第 5 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 2 年 11 月 27 日

閉 会 令和 2 年 11 月 27 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 大津町議会議場執行部席の変更
- 専決事項の報告（2件）

令和2年第5回大津町議会臨時会会議録

令和2年第5回大津町議会臨時会は町民交流施設ふれあいホールに招集された。(第1日)

令和2年11月27日(金曜日)

出席議員	1番 三宮 美香 2番 山部 良二 3番 山本 富二夫 4番 金田 英樹 5番 豊瀬 和久 6番 佐藤 真二 7番 本田 省生 8番 府内 隆博 9番 源川 貞夫 10番 大塚 龍一郎 11番 坂本 典光 12番 手嶋 靖隆 13番 永田 和彦 14番 津田 桂伸 15番 荒木 俊彦 16番 桐原 則雄																																				
欠席議員																																					
職務のため出席した事務局職員	局長 矢野 好一 書記 府内 淳貴																																				
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>家 入 勲</td> <td>総務部総務課課長補佐 兼 行政係長</td> <td>伊 東 正 道</td> </tr> <tr> <td>副 町 長</td> <td>杉 水 辰 則</td> <td>総務部財政課主幹 兼 財政係長</td> <td>本 司 貴 大</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 長</td> <td>藤 本 聖 二</td> <td>教 育 長</td> <td>吉 良 智 恵 美</td> </tr> <tr> <td>住 民 福 祉 部 長</td> <td>豊 住 浩 行</td> <td>教 育 部 長</td> <td>羽 熊 幸 治</td> </tr> <tr> <td>経 済 部 長</td> <td>田 上 克 也</td> <td>教 育 部 次 長</td> <td>平 岡 馨</td> </tr> <tr> <td>土 木 部 長 併任工業用水道課長</td> <td>村 山 龍 一</td> <td>農 業 委 員 会 会 長</td> <td>藤 本 雅 夫</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 総 務 課 長</td> <td>白 石 浩 範</td> <td>農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>齊 藤 孝 浩</td> </tr> <tr> <td>総 務 部 財 政 課 長</td> <td>清 水 和 己</td> <td>選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長</td> <td>西 島 洋 一</td> </tr> <tr> <td>会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長</td> <td>坂 本 光 成</td> <td>選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長</td> <td>白 石 浩 範</td> </tr> </table>	町 長	家 入 勲	総務部総務課課長補佐 兼 行政係長	伊 東 正 道	副 町 長	杉 水 辰 則	総務部財政課主幹 兼 財政係長	本 司 貴 大	総 務 部 長	藤 本 聖 二	教 育 長	吉 良 智 恵 美	住 民 福 祉 部 長	豊 住 浩 行	教 育 部 長	羽 熊 幸 治	経 済 部 長	田 上 克 也	教 育 部 次 長	平 岡 馨	土 木 部 長 併任工業用水道課長	村 山 龍 一	農 業 委 員 会 会 長	藤 本 雅 夫	総 務 部 総 務 課 長	白 石 浩 範	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊 藤 孝 浩	総 務 部 財 政 課 長	清 水 和 己	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	西 島 洋 一	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	坂 本 光 成	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	白 石 浩 範
町 長	家 入 勲	総務部総務課課長補佐 兼 行政係長	伊 東 正 道																																		
副 町 長	杉 水 辰 則	総務部財政課主幹 兼 財政係長	本 司 貴 大																																		
総 務 部 長	藤 本 聖 二	教 育 長	吉 良 智 恵 美																																		
住 民 福 祉 部 長	豊 住 浩 行	教 育 部 長	羽 熊 幸 治																																		
経 済 部 長	田 上 克 也	教 育 部 次 長	平 岡 馨																																		
土 木 部 長 併任工業用水道課長	村 山 龍 一	農 業 委 員 会 会 長	藤 本 雅 夫																																		
総 務 部 総 務 課 長	白 石 浩 範	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊 藤 孝 浩																																		
総 務 部 財 政 課 長	清 水 和 己	選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	西 島 洋 一																																		
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	坂 本 光 成	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	白 石 浩 範																																		

会 議 に 付 し た 事 件

議案第75号	大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第76号	令和2年度大津町一般会計補正予算（第6号）について
議案第77号	令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第78号	令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
議案第79号	令和2年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第80号	令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について
議案第81号	令和2年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について

○議 長（桐原則雄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議 長（桐原則雄君） 日程第3、諸般の報告をします。

本臨時会における執行部の出席と本日の議事日程、並びに報告内容については議席に配付のとおりです。

日程第4 議案第75号 大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

上程・提案理由の説明・質疑・討論・表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第4、議案第75号、「大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

お諮りします。

議案第75号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 皆さん、こんにちは。今回の第5回臨時議会に提案いたしました案件の提案理由を申し上げます前に、一言、ご報告を申し上げます。

先日、大津町代表として都市対抗におきまして本田技研熊本が予選1回戦を突破いたしまして、次、29日に2回戦、どんどんと勝ち進んでいくかと思っておりますけれども、コロナの関係で既存の予算関係で職員を3名ずつ応援に派遣しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

では、早速、議案第75号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてでございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じて、一般職の職員の給与を改定することに伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

議案第75号につきましては、条例の一部改正でありますので、地方自治法第96条第1項第1号

の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます、なお、所管部長より詳細説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 皆さん、こんにちは。それでは、議案第75号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明をいたします。

議案集は1ページから2ページ、説明資料集は1ページから4ページになります。説明資料集のほうからご説明を申し上げます。

今回、臨時議会にご提案いたしました条例の一部改正につきましては、人事院、それから熊本県の人事委員会が給与改定の勧告を行ったことに伴いまして、町の一般職の職員についても勧告に準じて大津町の職員の給与改定を実施するために条例の一部改正を行うものでございます。

それでは、今回の勧告の主な概要からご説明いたします。

人事院の勧告につきましては、職員の給与と公務に類似する業務に従事する民間企業の従業員の給与との比較を行うため、企業規模が50人以上で、かつ事業所規模が50人以上の約1万2千事業所を対象に給与実態調査を行い、4月分給与と特別給与、いわゆるボーナスについては、昨年8月から7月までの1年間の特別給与の比較がなされ、給与については、国家公務員と民間の約43万人の4月分の給与を比較し、また、特別給、いわゆるボーナスについては、民間の各1年間、昨年8月から今年7月までですけれども、の支給実績を把握した上で得られた格差を解消するために給与と特別給についてそれぞれ勧告が実施されております。

勧告の内容につきましては、令和2年の給与改定としまして、月例給については、民間給与を164円上回っているものの、その較差は0.04%で極めて小さく、俸給表、それから諸手当の適切な改定が困難であることから月例給の改定は行わないこととされております。

期末勤勉手当につきましては、職員の期末勤勉手当が民間を0.04月上回っており、均衡を図るために、期末手当につきましては0.05月を引き下げを行うよう勧告をしております。

また、熊本県の人事委員会の勧告におきましても、職員の給与と公務に類似する業務に従事する民間企業の従業員の給与等の比較を行うため、企業規模が50人以上で、かつ事業所規模が50人以上の603事業所から無作為に抽出した県内の200事業所を対象に人事院と同様の給与実態調査を行い、月例給、それから特別給についてそれぞれ勧告が実施をされております。勧告の内容につきましては、令和2年の給与改定といたしまして、月例給につきましては、県職員給与が民間給与を76円上回っているものの、その較差は0.02%で極めて小さくほぼ均衡していることから、月例給の改定は行わないこととされております。

期末勤勉手当につきましては、職員の期末勤勉手当が民間を0.03月上回っており、均衡を図るために期末手当について0.05月分を引き下げを行うよう勧告をされております。期末手当の改定の実施時期につきましては、人事院、それから熊本県の人事委員会ともに令和2年度については12月期の期末手当を0.05月分下げ、1.25月に、そして、令和3年度からは6月期、12月期に支

給される期末手当の支給総額をそれぞれ1.275月分とし、年間月支給月数を0.05月引き下げるように勧告をされております。

続きまして、大津町の給与改定についてご説明をいたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

町の給与改定の内容でございますけれども、月例給につきましては、人事院、それから熊本県の人事委員会が比較しました、令和2年4月分の民間給与と職員給与の較差が極めて小さく、ほぼ均衡していることから、国・県に準じまして月例給の改定を行わないこととしております。

次に、期末勤勉手当につきましては、令和2年度においては、民間の支給割合に見合うよう、国・県に準じまして一般職員の12月期の期末手当を0.05月分引き下げ1.25月に、令和3年度からは期末手当は6月期、12月期ともに1.275月に調整し、年間支給月数を0.05月分引き下げる内容としております。

それから、議会議員ですね、それから、町長等の特別職についても期末手当のみの支給ということになっておりますので、条例の規定のとおり、一般職に準じて、令和2年度においては12月の期末手当を0.05月分引き下げ1.25月に、令和3年度からは期末手当は6月期、12月期ともに1.275月に調整し、年間支給月数を0.05月分引き下げ、2.55月としております。

あわせて、今年度4月から施行されました会計年度任用職員につきましても同様に、令和2年度におきましては、12月期に期末手当を0.05月分引き下げ1.25月に、令和3年度からは期末手当は6月期、12月期ともに1.275月に調整し、年間支給月数を0.05月分引き下げ、2.55月としております。

今回の給与改定に伴います期末勤勉手当の影響額ですけれども、一般職員、それから技能労務職員は総額327万3千円の減額をはじめ、議会議員、それから特別職、そして会計年度任用職員あわせて減額合計といたしまして523万1千円ということになります。

今回の条例改正に伴います職員の給与等の改定の実施時期につきましては、令和2年度につきましては、交付の日から施行することとし、令和2年12月期の支給から改定を行うことといたします。

また、令和3年度以降につきましては、令和3年4月1日に施行することとしております。

次に、条例の改正文についてご説明をいたします。

説明資料の3ページをお願いいたします。

まず、改正条例の第1条の内容ですけれども、この改正は、人事院勧告等に対する令和2年度支給分の改正内容となっております。第18条第2項の改正につきましては、期末手当の支給月数を100分の130から100分の125に改め、0.05月を引き下げるものとなっております。第3項の改正は、引用する条文の改正に伴うものになります。

説明資料の4ページをお願いいたします。

第2条は、令和3年度支給分についての改正内容となっております。

第18条第2項の改正は、期末手当につきまして支給月数を100分の125から100分の127.5に改め、6月期と12月期を均一化し、年間支給月数を0.05月分引き下げるものです。第3

項の改正は、引用する条文の改正によるものになります。

議案集の2ページをお願いいたします。

附則で、この条例は、公布の日から施行することとし、第2条は令和3年の4月1日から施行することといたしております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） これで提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 議案第75号について質疑いたします。国家公務員のこれ人事院の勧告ということで、それに準じるということでありましたが、今、パッドでですね、大津町のラスパイレス指数を見ております。これ平成25年までしか載ってないんで、これ古いやつかなと思いますけれども、流れ的に、今、大津町の給与は国に対してどれぐらいの位置にあるのかというのは、結局、このラスパイレス指数というのは地方と国、公務員の給与との比較の差でありますので、ですから、これっていうものは、地方に本当はもう静寂があるわけですよ、地方の。そういったものが加味されているかどうかという見方ができるわけですよ。ですから、こういったものの表記は何もあってませんよね。ですから、これは確かうちのホームページに載っているんですかね。ですから、今現在、一番近い直近値でラスパイレス指数の指数がわかるならば、その分をちょっと教えていただき、参考にしたいと思えます。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） ラスパイレス指数についてのお尋ねだと思います。

国の基準を100とした場合に、それと同じような学歴区分、あるいは経験年数に応じたときに、町のその職員がどの位置付けになるかというのがラスパイレス指数ということになります。ちなみに、直近で言いますと、令和2年度で申し上げますと国が100としたときに、町は97というようなラスパイレス指数になっております。

○議 長（桐原則雄君） 永田和彦君。

○13番（永田和彦君） 再度質疑いたします。

このラスパイレス指数については、近隣町村との比較というものもちろん行っておられると思います。実際ですね、この質疑というのが、やっぱりこうコロナの影響で非常に難儀されている方々が多いということで、職も失うとか、いろんなものがありますので、ここは敏感に質疑をして、納得して、議決しないと、ここは非常に重い、すべてですけれども、部分かなと、今困っている方々がたくさんおられるんで、そういったものもう一度ですね、近隣町村との比較というものを進められておられるのか。

それと大津町の皆さん方ですね、給与のそういったものの比較というものをきちんと表してもらわないと、ただ準じるだけなのかというふうなことになりますし、知っておられるとおり、公務員はよくなって、こういった時でも安定した給与があるじゃないかということです。たつたそしこかいつ

て、うちは給与が半分になったよって、2割引かれたよっていうのたくさん聞きますんで、この点ははっきりしときたいので質疑いたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 現在、町のおかれている現状がどうなのかということで、確かに、コロナ以降ですね、非常に経済状況も厳しくなって、どんどん今の経済も含めてですね、非常に厳しい状況というのは認識をしております。今、ラスについて申し上げましたけど、基本的には国が100、直近で言いますと、県がですね、大体99.9ぐらいということで、町がここ近年は97から98を維持しております。ほとんど近隣の菊池管内見ますと同じような現状のラスパイレス指数となっているというような現状でございます。

それと県内におきましても大体全体的なラスで見ますと、45市町村のうちで大体15番目というような現状でございます。

以上でございます。

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第75号、大津町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第75号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第76号から日程第10 議案第81号まで一括上程・提案理由の説明・ 質疑・討論・表決

○議 長（桐原則雄君） 日程第5、議案第76号、「令和2年度大津町一般会計補正予算（第6号）について」から日程第10、議案第81号、「令和2年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）について」までの6件を一括して議題とします。

お諮りします。

議案第76号から議案第81号までの6件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号から議案第81号までの6

件は、委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

町長家入 勲君。

○町 長（家入 勲君） 提案いたしました案件につきまして、ご議決いただきまして誠にありがとうございました。

次に、議案第76号、令和2年度の大津町一般会計補正予算についてでございますが、人事院勧告及び熊本県人事委員会勧告に準じ、一般職、特別職、議会議員及び会計年度任用職員の給与の改定に伴う人件費の補正で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233億6千816万8千円とするものでございます。

次に、議案第77号、令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算についてでございますが、同じく人件費の補正で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7千915万4千円とするものでございます。

次に、議案第78号、令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算についてでございますが、同じく人件費の補正で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4千441万7千円とするものでございます。

次に、議案第79号、令和2年度大津町工業用水道事業会計補正予算についても、同じく人件費の補正で、歳出3万1千円を減額補正するものでございます。

次に、議案第80号、令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算についてです。同じく人件費の補正で、歳出を9万9千円を減額補正するものでございます。

次に、議案第81号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計補正予算についてでございますが、同じく人件費の補正で、支出1万2千円を減額補正するものでございます。

議案第76号から議案第81号まで6議案につきましては、令和2年度一般会計、特別会計及び各事業会計の補正予算についてですので、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます、なお、所管部長より、詳細説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議 長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 議案第76号、令和2年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、先の議案第75号でご説明いたしました人事院勧告に伴います期末勤勉手当等の減額補正が主なものになります。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、予算の総額を歳入歳出それぞれ233億6千816万8千円とするものです。

先に給与費の明細書により説明をさせていただきたいと思っております。

24ページをお願いいたします。

特別職19名分の期末手当分でございます、総額34万5千円を減額補正することとしております。

続きまして、25ページをお願いします。

一般会計の職員215名分と会計年度職員212名分の補正でございます、総額454万7千円の減額補正をするものになります。

内訳としましては、一般会計職員分の期末勤勉手当を313万6千円、会計年度職員分の期末手当を141万1千円それぞれ減額するものになります。

戻りまして、14ページをお願いいたします。

14ページですけれども、款の3、項の1、目の1社会福祉総務費です。節の27繰出金、介護保険特別会計繰出金16万1千円の減額につきましては、介護保険特別会計職員分の期末手当減額分になります。

それから、16ページをお願いいたします。

款の6、項の1、目の9農業集落排水費、節の18補助金の農業集落排水事業補助金は、農業集落排水事業会計職員の期末勤勉手当の減額分になります。

19ページをお願いいたします。

款の8、項の3、目の3公共下水道費、節の18補助金の公共下水道事業補助金は、公共下水道事業会計職員、それから、会計年職員分の期末勤勉手当の減額分になります。

最後に、23ページをお願いいたします。

款の13、項の1、目の1予備費で財源調整をいたしております。

どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 住民福祉部長豊住浩行君。

○住民福祉部長（豊住浩行君） 皆さん、こんにちは。議案第77号、令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の期末手当の減額でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ同額とし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7千915万4千円とするものでございます。

歳出についてご説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。

款6、項1、目1特定健診診査等事業費、節3職員手当等の3万1千円の減額は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員3名分の期末手当でございます。

款10、項1、目1の予備費で財源の調整を行っております。

続きまして、議案第78号、令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員の期末手当の減額でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ16万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4千441万7千円とするものでございます。

歳出についてご説明いたします。

予算書の9ページをお願いいたします。

款1、項1、目1一般管理費、節3職員手当等の5千円の減額は、人事院勧告に伴う会計年度任用職員1名分の期末手当でございます。

款1、項3、目2認定調査等費、節3職員手当等の5万2千円の減額は、同じく会計年度任用職員8名分の期末手当でございます。

款3、項1、目1介護予防生活支援サービス事業費、節3職員手当等の8千円の減額は、同じく会計年度任用職員1名分の期末手当でございます。

款3、項3、目1包括的支援事業費、節3職員手当等の8万8千円の減額は、同じく会計年度任用職員10名分の期末手当でございます。

款3、項3、目2任意事業費、節3職員手当等の8千円の減額は、同じく会計年度任用職員1名分の期末手当でございます。

歳入についてご説明いたします。

予算書の8ページをお願いいたします。

款6、項1、目4その他一般会計繰入金、節2事業費繰入金の16万1千円の減額は、会計年度任用職員21名分の期末手当に係る一般会計繰入金の減額でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） 土木部長併任工業用水道課長村山龍一君。

○土木部長併任工業用水道課長（村山龍一君） こんにちは。議案第79号、令和2年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴います職員等における期末手当の減額補正が主なものでございます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で、補正予算（第1号）に定めた収益的収入及び支出の予定額について、支出の第1項営業費用を人事院勧告に伴い3万1千円減額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正として、職員給与費につきましては3万1千円減額するものです。

説明書により詳細をご説明いたします。

説明書の2ページをお願いいたします。

収益的支出、款1、項1、目3総係費を人事院勧告に伴い、職員1名、会計年度任用職員1名分、期末手当3万1千円減額するものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

次に、議案第80号、令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴います職員等における期末手当の減額補正が主なものでございます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で、補正予算（第1号）に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項営業外収益を人事院勧告に伴う人件費の減額補正にあわせ4万8千円減額し、支出の第1項営業費用を人事院勧告に伴い5万3千円減額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で、補正予算（第1号）に定めた資本的収入及び支出の予定額について、収入の第3項補助金を人事院勧告に伴う人件費の減額補正にあわせ4万6千円減額し、支出の第1項建設改良費を人事院勧告に伴い4万6千円減額するものです。

第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費の補正として、職員給与費につきましては9万9千円減額するものです。

第5条、他会計からの補助金の補正は、人事院勧告に伴い、人件費を補正するため、補正予算（第1号）の第6条中の数値を改めるものでございます。

説明書により詳細をご説明いたします。

説明書の1ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項2、目2補助金を収益的収支対象職員の人事院勧告に伴う期末手当の減額により4万8千円減額するものです。

収益的支出、款1、項1、目4総係費を人事院勧告に伴い、職員2名、会計年度任用職員1名分、期末手当5万3千円減額するものです。

2ページをお願いいたします。

資本的収入、款1、項3、目2他会計補助金を資本的収支対象職員の人事院勧告に伴う期末手当の減額により4万6千円減額するものです。

資本的支出、款1、項1、目1建設改良費を人事院勧告に伴い、職員3名分、期末手当4万6千円減額するものです。

続きまして、議案第81号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正は、人事院勧告に伴います職員における期末手当の減額補正が主なものでございます。補正予算書の1ページをお願いいたします。

第2条で、予算に定めた収益的収入及び支出の予定額について、収入の第2項営業外収益を人事院勧告に伴う人件費の減額補正にあわせ、1万2千円減額し、支出の第1項営業費用を人事院勧告に伴い1万2千円減額するものです。

2ページをお願いいたします。

第3条で、議会の議決を経なければ流用することはできない経費の補正として、職員給与費につきましては1万2千円減額するものです。

第4条、他会計からの補助金の補正は、人事院勧告に伴い、人件費を補正するため、予算の第8条中の数値を改めるものでございます。

説明書により詳細をご説明いたします。

説明書の1ページをお願いいたします。

収益的収入、款1、項2、目2補助金を、収益的収支対象職員の人事院勧告に伴う期末手当の減額により1万2千円減額するものです。

収益的支出、款1、項1、目4総係費を、人事院勧告に伴い、職員1名分期末手当1万2千円を減額するものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（桐原則雄君） これで、提案理由の説明は終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） この6議案全部ですね、共通になるかと思えますけれども、お尋ねいたします。

会計年度任用職員のことなんですけれども、職員のOBであったりですね、そういった方についてはこういった形で手当額が変わるということはあるということでは理解されていると思います。ただ、一部、本当に短期間ですね、いわゆる役場でのお仕事の経験の浅い方とかについては、こうした事情によって手当が変わるんだということを理解しておられない方もいらっしゃるんじゃないかということをお心配するわけです。その辺について、まず、採用の段階で手当を金額でもし示していれば、それは嘘を言ったということになりますのでですね、そこはもうあってはならないと思うんですけれども、こういった変更もあり得るんだよというようなことをきちんと説明がされているのか。あるいは、今後どのように説明していくのかについてお尋ねしたいと思います。

○議長（桐原則雄君） 総務部長藤本聖二君。

○総務部長（藤本聖二君） 今回の条例の提案にいたって、組合側ともちょっと協議をさせていただいて、こういった形で上程させていただきたいということで組合には話をしております。そして、会計年度職員のほうには、当初の段階で服務規程についてはこういった形の月数ですね、月数を示しております。組合のほうからも要望がありましたので、改めて会計年度職員に対して所属長を通じてですね、お示しをしてもらいたいということでっておりますので、そういった形で手続きを進めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（桐原則雄君） 佐藤真二君。

○6番（佐藤真二君） いずれにしても丁寧な説明が必要になるかと思えますので、よろしくお願ひします。

○議長（桐原則雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） ほかに質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（桐原則雄君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第76号、令和2年度大津町一般会計補正予算（第6号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第76号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号、令和2年度大津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第77号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号、令和2年度大津町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第78号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第79号、令和2年度大津町工業用水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第79号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第80号、令和2年度大津町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第80号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議 長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号、令和2年度大津町農業集落排水事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。この採決は起立によって行います。議案第81号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（桐原則雄君） 起立全員です。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和2年第5回大津町議会臨時会を閉会します。

午後1時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年11月27日

大津町議会議員 桐原 則 雄

大津町議会議員 永 田 和 彦

大津町議会議員 津 田 桂 伸